

平成 30 年第 2 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（第 9 号）を除く

平成30年第2回教育委員会会議

1 日 時 平成30年1月30日（火） 13時30分～15時15分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
庶務係員	田 中	将 太
財務係長	松 本	博 之
財務係員	白 川	由 貴
財務係員	土佐岡	潤
学校施設担当部長	平 野	誠
学校施設課長	永 本	宏
計画係長	中	克 尋
計画係員	佐 藤	亜沙子
計画係員	中 矢	梓
計画係員	中 村	圭 佑
学校規模適正化担当課長	永 澤	美 樹
学校規模適正化担当係長	小 林	義 和
学校規模適正化担当係長	佐々木	俊 晃
学校規模適正化担当係員	小野寺	純 一
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
教育推進係員	川 村	祐
学事係長	穴 田	卓 也
学びの支援係員	佐 藤	弘 一
教育課程担当課長	廣 川	雅 之
企画担当係長	野 田	隆 之
児童生徒担当部長	和 田	悦 明

児童生徒担当課長	喜多山	篤
学校相談支援担当係長	高屋敷	優
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員課長	藏 田	忠 朗
調査係長	石 田	紘
調査係員	菊 池	友美恵
調査係員	伊 藤	大 輔
調査係員	矢 澤	吉 明
人事係員	坂 本	諒 平
服務・人事制度担当係長	根 尾	毅
労務担当課長	早 川	修 司
給与係長	猪 又	久 司
給与係員	林	大 地
給与係員	宮 野	賢 之
調整担当部長	佐 藤	伸 二
中央図書館長	前 田	昭 寿
運営企画課長	阿 部	俊 徳
総務係長	武 田	伸 介
総務係員	大 橋	武
調整担当課長	石 田	建 志
利用サービス課長	太 田	秀 浩
えほん図書館長	池 田	章 宏
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	洞 内	亮

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第3号 札幌市立小学校の通学区域の設定について

議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について

- 議案第7号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第8号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第9号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員の委嘱について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成30年第2回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と石井知子委員にお願いいたします。

本日は、長田正寛委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案ですが、第4号から第8号までは、議会の議案についての市長への意見の申し出に関する事項、議案第9号は、附属機関の委員の任免に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第4号から議案第9号までは公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の改正について

◎議案第 2 号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

○長岡教育長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。まず、議案第 1 号は、札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の改正について、そして、議案第 2 号は、学校職員の懲戒処分に関する指針の改正についてです。

いずれの議案も、現在定めている懲戒処分の指針に関する改正となります。まとめて説明、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第 1 号及び第 2 号をまとめて説明、審議を行うことといたします。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第 1 号と第 2 号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号の札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の改正についてからご説明申し上げます。

資料 2 の「札幌市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針の改正について」の 1、改正の理由をご覧ください。

この指針は、教育委員会の事務局職員を対象とする指針ですが、その内容は、かねてから市長部局職員の指針と同一のものとしております。

このたび、市長部局職員の指針の改正が行われたことから、事務局職員の指針についても同様の改正を行うものです。

なお、事務局職員と市長部局職員の指針を同一内容としている理由については、点線の囲みの中に記載しておりますとおり、事務局職員と市長部局職員は、採用時は一括で採用され、その後の身分の取り扱いについても同一であることから、適用する処分基準についても同一とすることが適当であることなどから、指針の策定当初から同一内容としているものです。

続きまして、改正の趣旨や方針についてご説明いたします。資料の 2、改正の方針をご覧ください。

公務員には高い倫理観と規範意識が求められることを明記した上で、「著しく公務員としての自覚に欠ける行為」及び「金品を不当に利得する行為」については厳罰化するものであります。

具体的な改正内容につきましては、資料 4 の標準例一覧をご覧ください。

赤く記しているところが今回の改正点になります。職員の非違行為の代表的

な事例それぞれにつきまして、標準的な懲戒処分、免職、停職、減給、戒告などを定めております。

主なものをご説明いたします。まず、特に公務員としてあるまじき行為である5事由につきましては、停職を削除し、原則、免職といたします。その5事由とは、資料4をめぐって2ページ、4の公務外非行関係の(7)のア、自己の占有する他人のものの横領、(10)詐欺・恐喝、次の3ページの(14)強制わいせつ、(15)18歳未満への淫行、それから、5の飲酒運転・交通事故・交通法規違反の(1)のア、酒酔い運転となっております。

続きまして、「著しく公務員としての自覚に欠ける行為」と「金品を不当に利得する行為」につきましては、現行指針より一つ上の量定を選択できることとしております。特に、資料4、2ページの3の公金物品取扱いの(8)諸給与の不適正受給と(9)公金物品処理不適正については、市民感覚に照らして二つ上の免職も選択可能といたします。

また、公文書偽造等、公租公課の滞納、ストーカー行為、その他刑法違反について明文化します。

最後に、改正後の指針の適用期日ですが、資料2にお戻りいただきまして、4番の適用期日をご覧いただきたいと思っております。

本日、皆様のご同意をいただけましたら、2月1日以降に発生した非違行為より適用することを予定しております。

次に、学校職員の指針について、教職員担当部長からご説明いたします。

○教職員担当部長 続きまして、議案第2号の学校職員の懲戒処分に関する指針の改正についてご説明申し上げます。

資料2の学校職員の懲戒処分に関する指針の改正についての2、改正の方針をご覧ください。

学校職員の処分指針につきましては、市長部局の指針を基本としつつ、学校現場に特有の事由を追加・補正した上で策定しております。よって、このたびの市長部局の指針の改正により、現行の学校職員処分指針を上回る量定となった事由について、市長部局指針の量定に合わせる形での改正を行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、資料4の標準例一覧をご覧ください。

こちらに赤く記載している部分が今回の改正点となります。主なものをご説明いたしますと、1、一般服務関係の(2)遅刻・早退、あるいは(6)虚偽報告などの勤務に関することや、(10)営利企業等の従事制限違反など、また、3、公金物品取扱いの金品を不当に利得する行為などがあります。

それから、ページをおめくりいただいて、4、公務外非行関係の(7)のア、

事故の占有する他人の物の横領、(10) 詐欺・恐喝、(15) 18歳未満への淫行など、これらの事由については、市長部局指針の量定に合わせる改正をいたします。

さらに、公文書偽造や公租公課の滞納などの新設についても市長部局の指針と同様としております。

続きまして、資料6をご覧ください。学校職員の交通事故・違反に係る処分等の基準については、平成18年2月6日から、ご覧の「学校職員の交通事故等に係る措置について」により運用しておりますが、こちらについても指針と同様の改正を行います。

具体的には、酒酔い運転について、「停職6月」を削除し、原則「免職」と改正いたします。

最後に、資料2に戻っていただきまして、4、適用期日をご覧ください。

こちらは、事務局職員と同様に、2月1日以降に発生した非違行為より適用することを予定としております。学校職員に関しての改正部分は以上です。

○生涯学習部長 本件につきましての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただいま、議案第1号と第2号をまとめてご説明いただきましたが、いずれかに対するご質問やご意見がありましたらお願いします。

○池田委員 確認ですが、学校職員の懲戒処分に関する指針について、これまで、市長部局の指針と異なるところはあったのでしょうか。今回の改正で学校現場に特有の事由を追加、補正したという点など、何かありましたらご紹介をお願いいたします。

○教職員担当部長 資料4をご覧ください。標準例一覧の3、児童生徒に対する非違行為ですが、これは、教育委員会特有のものであります。まさに体罰でありますとか、わいせつの行為については、このあたりは、市長部局にはありませんでした。また、18歳未満へのわいせつ行為等については、そもそも市長部局よりも厳しい措置をとるということで、これまでも委員会会議の中で説明をさせていただいたところです。

市長部局も厳しくなりましたが、そもそも、私どものほうは免職を基本に、その以下の量定を決めているというところもあり、特に現行を変えたところはありません。

○池田委員 ありがとうございます。

○阿部委員 質問ですけれども、周知ということで確認したいのですが、まず、資料2では、5番の周知するというところで終わっているのですが、どのように周知していくのかということについて、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それから、周知をしながら、皆さんに遵守していただかなければいけないと思いますが、その方針についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○生涯学習部長 まず、教育委員会事務局職員が対象になる議案第1号の部分につきましては、本日、議決をいただいた後、速やかにメール等で事務局の全職員に周知したいと思います。

その後、それぞれの所属長から朝礼等の機会を通じて、今回の改正の趣旨のところから十分に周知し、それを徹底させていくこととしております。

また、教育委員会職員を対象としております全職員悉皆の研修の場合にも、今回の改正の中身とその趣旨を十分周知してまいりたいと考えております。

○阿部委員 わかりました。

○教職員担当部長 学校職員の関係ですが、この後、議決をいただきましたら、まず、各学校へ速やかに文書で周知を行いますが、文書だけでは徹底がなかなか難しいということがあります。

そのため、まず、2月1日と2日に、私どものほうから小学校、中学校それぞれの校長会に直接出向きまして、今回の改正の趣旨、その改正点、それから、職場での周知の部分についてお願いをしております。

あわせて、職員全員については、公務パソコンの掲示板を使うと全職員が見られる形で周知が直接できるものですから、そこについても徹底を図ってまいりたいと思います。

また、2月に教育方針説明会ということで、全校長を集めて各教育長以下、部長から話をする機会を設けております。そちらでも改めて今回のことについて重ねて周知を図ってまいりたいと思っております。

○阿部委員 わかりました。

○石井委員 周知の部分で質問したいことがあります。

先ほど、2月1日以降に全職員にメールで周知して、研修でその趣旨の説明などをするとおっしゃっていましたが、それは、今後も定期的に、懲戒処分に関する指針について、半年に一度とか1年に一度なりの研修で職員に説明する機会はあるのでしょうか。

○生涯学習部長 これまでも、例えば、不祥事が起こる都度、定期的な研修などの際には、今まであった指針の周知のみならず、個別の案件の事例などを紹介しながら、服務規律の確保という観点から周知及び注意喚起を行ってまいりました。ですから、今後も引き続き、さらに十分周知をしてまいりたいと考えております。

○石井委員 ありがとうございます。

○佐藤委員 今回の厳罰化を機会として、我々も含めて、より自覚を高めていければと思います。承認したいと思います。

○長岡教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 提案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号及び第2号については、提案どおり決定させていただきたいと思います。

◎議案第3号 札幌市立小学校の通学区域の設定について

○長岡教育長 続きまして、議案第3号は、札幌市立小学校の通学区域の設定についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 私から、議案第3号の札幌市立小学校の通学区域の設定についてご説明させていただきます。

通学区域の設定及び変更に関することにつきましては、札幌市教育委員会事務委任等規則第2条におきまして、教育委員会の権限に属する事務とされておりますことから、平成31年4月1日に厚別区の上野幌西小学校及び上野幌東小学校を廃止し、新たにこれらを統合した小学校1校の通学区域を設定するため、教育委員会会議にお諮りするものであります。

まず、通学区域設定に関してご説明する前に、今回の統合に係る経緯について簡単にご説明させていただきます。

お手元の参考資料1をお開きいただきたいと思います。

こちらに、上野幌西小学校及び上野幌東小学校の学校規模適正化の取組ということでもまとめているところです。

これまでも、検討の概要をまとめたニュースなどで情報提供をさせていただいているところでありますが、上野幌・青葉地域におきましては、児童数が、平成5年以降、減少を続けていることを受けまして、平成25年に策定しました札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プランの第2次選定プランで、上野幌小学校、青葉小学校、上野幌西小学校、上野幌東小学校を対象とした同地域を学校規模適正化の検討対象地域に指定したところです。

翌年の平成26年には、地域や保護者の代表者などからなる小規模校検討委員会を設置し検討を進めました。その後、統合の組み合わせが定まり、平成28年8月以降は上野幌小学校と青葉小学校を対象とした北側部会、上野幌西小学校と上野幌東小学校を対象とした南側部会に分かれて検討を開始したところであります。

検討が進みまして、平成28年10月には、南側部会から上野幌・青葉地域南側地区における学校規模適正化に関する意見書が教育長に提出されており、10月の教育委員会会議におきまして、意見書を最大限尊重して取組を進めることが確認されたところであります。

新設校の通学区域案につきましては、意見書にも上野幌西小学校と上野幌東小学校の現在の通学区域を合わせたものとするという旨が盛り込まれておりましたことから、平成29年8月に開催された札幌市立小学校及び中学校の通学区域審議会に意見書に沿った形で事務局案を諮問し、妥当との答申をいただいたところです。

また、その後、学校設置条例の改正につきましては、こちらに記載しておりますが、第18回の教育委員会会議で確認いただき、第3回定例市議会において可決されたところです。

ちなみに、参考資料2には、札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会の答申書の写し、参考資料3には、改正条例の写しを添付しておりますので、ご参考になるかと思えます。

それでは、恐れ入りますが、資料1にお戻りいただきたいと思えます。

1枚後ろの資料2と見比べていただきたいのですが、資料1が新設校の通学区域であり、部会の意見を尊重し、現在の上野幌西小学校と上野幌東小学校の通学区域をあわせた区域としたいと考えております。

現在の区域につきましては、資料2にありますとおり、黄色と青色で色分けしておりますが、こちらの二つの区域をあわせた区域と考えております。

続きまして、通学区域設定後の通学距離の関係ですが、資料3をご覧くださいと思えます。

新たな通学区域におきましては、図で申し上げますと、左上に「上野幌3-1」と書いてありますが、こちらの地区では、通学距離が最大で1キロメートルほど長くなります。しかし、区域全体では、そこを含めて、札幌市における小学校の徒歩通学の目安である2キロメートル以内に全ておさまっている状況です。

なお、通学区域の設定の実施日につきましては、新設校開校の時期に合わせて平成31年4月1日といたします。また、通学区域の設定に係る告示につきましては、本議案の可決後、現在、仮称となっております同校の正式名称が決定次第、速やかに行いたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○**長岡教育長** ありがとうございます。議案第3号、通学区域の設定についての説明でした。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○**阿部委員** 確認事項としてお聞きします。小学校入学を控えている保護者の方ですとか、小学校低学年の1・2年生の保護者の方からよくお話しいただく心配事について、代表的なものが二つあります。

まず一つ目は、通学のときに道路を渡らなければいけない箇所が結構ありまして、信号がついていれば安心ですが、その通学区域に信号がないということが時々ありまして、親としてはそれが非常に不安だという声をよく聞きます。

もう一つは、この季節になると、雪山が自分の子どもの身長よりも高くなって、子どもが死角に入って外の車から見えなくなることですが、その2点が特

に保護者の心配事ということで耳にすることが多いのです。

この地域に関して、そのあたりのことは何か検証されているのでしょうか。保護者の方はそういう視点で見ると思うのですが、いかがですか。

○**学校施設担当部長** 今、委員からお話がありましたとおり、信号機や雪山の問題などは、子どもたちの通学安全を考える上で、まさに最大の懸案事項でありまして、保護者の方々にとっての心配事でもあります。

この地域におきましても、両方それぞれの地区において、スクールゾーン実行委員会あるいは町内会、さらにはスクールガイドなどのボランティアの方々に見守りをさせていただいております。

先日は、両校のスクールゾーン実行委員会が、統合を控えて合同で開催いたしまして、新しい通学路を想定し、現地を見るような形で活動をしていただいているところであります。特に上野幌西小学校の子どもたちは、今度は大きな通りを渡ることになります。この大きい通りには信号機が6カ所ほどかかっているのですが、どこを通ることが一番よいのか、あるいは、今、阿部委員がおっしゃったように、信号機を新たに設置する必要があるのではないかとということも含めてご検討いただいているところです。

もし信号機を新たに設置する必要があるということになりましたら、地域ですとか、保護者の方々と協力しながら、当然、行政等の関係機関にも働きかけてまいりたいと考えているところです。

○**阿部委員** 現地を検証中という認識でよろしいですか。

○**学校施設担当部長** そうです。両校が合同で、既に新たな通学路を想定して現地等を確認されております。

○**阿部委員** 必要に応じて信号機をつけるなどの配慮もしていきたいということですか。

○**学校施設担当部長** これは、警察のほうになります。

○**阿部委員** はい。要望を出していきたいということによろしいですか。

○**学校施設担当部長** はい。

○**長岡教育長** 幸いなことに、資料1の上野幌南地区新設校のエリアは、この

北側に接している道路が274号線で、これは大きな通りになりますね。

○学校施設担当部長 これは大きな通りになります。

○長岡教育長 そこでうまく南側と北側が区別されているので、そこをまたぐことはないということによろしいですか。

○学校施設担当部長 はい。統合の組み合わせを考えたときに、それを考慮されて、こういう組み合わせにされたということになります。

○長岡教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号については、提案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定することといたします。

議案第4号に入りますけれども、第4号以降は公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長岡教育長 続きまして、議案第4号、議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 議案第4号についてご説明させていただきます。

本議案は、札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案で、回りくどい表現ですが、この条例案を本年2月20日に招集予定の第1回定例市議会に提出するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定において、市長に対し、教育委員会の意見を述べるものが求められておりますことから、意見書の提案を行うものであります。

このたびの条例改正の内容は、厚別区上野幌南地区新設小学校の正式名称を定めるものです。

それでは、今回の改正に係る経緯につきまして、簡単にご説明させていただきます。まず、資料1をご覧ください。

先ほどの議案第3号と同じような中身ですが、今回は厚別区全体を対象としたものになっておりますが、こちらに記載のとおり、上野幌西小学校と上野幌東小学校を統合し、現在のの上野幌東小学校の位置に新設校を設置する条例案につきまして、昨年、平成29年8月29日開催の教育委員会会議において意見書を議決いただき、その後、同年第3回定例市議会において可決されたところです。

当該条例におきましては、新設校の名称を仮称「上野幌南地区新設小学校」としておりました。これは、国への交付金申請を行うに当たりまして、統合校の設置を条例に定める必要があったために暫定的に名称を付したものです。

続きまして、資料2-1をご覧ください。

先ほどの第3号議案でもご説明いたしました、上野幌・青葉地域南側部会から学校規模の適正化に関する意見書が提出されまして、その後、校名に関する検討を進めていただいておりますが、平成29年12月に「上野幌・青葉地域南側地区の新設小学校の校名案に関する意見書」が提出されました。

この検討の経緯についてですが、次の資料2-2をご覧ください。

校名の具体的な検討経緯ですが、平成29年4月24日から約1カ月間、校名案を公募いたしまして、上野幌西小学校、上野幌東小学校区の児童、保護者、地域の方から合計84の校名案の応募がありました。

部会では、応募のあった校名案をもとに各委員が2件程度を推薦しまして、右側に書いている候補を選び出して議論をしていただきました。

このように部会で議論を重ねまして、最終的には、委員全員の総意で校名案を「ノホロの丘小学校」と決定しました。

お手数ですが、再度、資料2-1にお戻りください。

こちらの意見書にも書いておりますけれども、校名案の選定理由として、まず1点目として、「ノホロ」は両校で子どもたちに長く親しまれてきた名称であること。

2点目として、歴史のある名称の「ノホロ」を用い、また、札幌市初の片仮名による校名にすることで、今までの歴史と新しさの両方を表現することができること。

また、3点目として、この地域が小高い場所に位置することから、「丘」を校名に入れることにより新設校の特徴をあらわすということで、以上の3点が掲げられております。

このたびの条例改正案につきましては、これらの理由に鑑みまして、意見書の「札幌市立ノホロの丘小学校」という名称案が当該新設校の名称にふさわしいものと考え、これを正式名称として定めるものです。

また、条例の施行期日につきましては、公布の日からといたします。

なお、このたび改正します札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例につきましては、開校予定である平成31年4月1日を施行期日としております。

説明につきましては以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。議案第4号についての説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○**池田委員** 検討委員会と南側部会のほうで十分検討されたことだと思うのですが、私も少し頭が古くて、ぱっと見ると、いわゆる上野幌〇〇という形の校名がすごくしっくりくると感じています。

そういう意見も当然あったと思うのですが、そのあたりの議論について、さらに詳しく紹介していただけることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○**学校施設担当部長** 資料2-2の右側にもありますけれども、各委員が推薦して、最後に五つに絞った案があります。そして、最終的に下から二つの「上野幌中央」あるいは「上野幌南」という校名が候補に残りました。

やはり、西側と東側の統合なので、中央がよいとか、北側地区、南側地区がありますが、地域の左側にあるので、南がよいなどの意見も確かに多くありました。

この「ノホロ」という言葉は、たまたま上野幌東小学校、上野幌西小学校双方の校歌にも入っており、かなり親しみのある表現だということです。これを漢字にすると「のっぽろ」の発音と混同することがあり、片仮名あるいは平仮名表記がよいのではないかということとなりました。片仮名の名前は、札幌市

では今回初めてですが、新しさ、昔からなれ親しんでいる「ノホロ」という表現ということで、最終的に全会一致でこの名前が選ばれたという経過です。

○池田委員 わかりました。

○佐藤委員 札幌市初の片仮名による校名ということで、私は「ノホロの丘」という名称は非常に希望を感じさせるよい名称になったと思います。

ニュースでも拝見していたのですが、平成26年から非常に緻密に統廃合にかかわってくださった皆様にお礼を申し上げたいと思います。

特に地域の委員会、検討部会の方々には大変なお時間を割いていただいたと思いますので、この点については心から感謝を申し上げたいと思います。

○長岡教育長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第4号については提案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第4号については、提案どおり決定することといたします。

◎議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長岡教育長 続きまして、議案第5号ですが、これも議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。

本案は、2月20日開会予定の第1回定例会市議会におきまして、平成29年度一般会計補正予算案が提案され、その中に教育費予算も含まれることになりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものです。

それでは、今回の補正予算案についてご説明いたします。議案の次のページをご覧くださいと思います。

平成29年度一般会計補正予算案についてです。まず、生涯学習部の所管についてご説明いたします。

1、歳入歳出予算の生涯学習部の事業をご覧ください。

表の一番上の学校新築費から生涯学習部の一番下の学校規模適正化関係改修等整備費までの計5事業についてご説明いたします。

これらの事業につきましては、本来は平成30年度に実施する予定でしたが、このたび、国の補正予算により、平成29年度中に国庫支出金の交付を見込めることとなりましたことから、今年度の事業として前倒しをして実施することとし、それぞれの工事等の費用を補正するものです。

ただし、当該事業について補助採択が最終的に得られるかがいまだ確定しておりません。このことから、後ほどご説明させていただく議案第6号の平成30年度当初予算においても重複して予算を計上しているところです。

この重複した予算につきましては、国の補助採択が確定した後、平成30年度中に、今度は減額の補正等の措置を行う方向で財政局と協議を行っているところです。

次に、2、債務負担行為をご覧ください。

配送・運搬等の事項のうち、学校給食の供給校と被供給校間における食器・食缶コンテナの運搬（親子給食運搬）業務について、積算単価等の検討・見直しを行いました結果、平成30年度の積算額が既に設定している債務負担行為限度額を上回る見込みとなりましたことから、このたび、限度額を変更するものです。

おめくりいただきまして、次のページの3、繰越明許をご覧ください。

先ほど、1の歳入歳出予算でご説明しました学校新築費などの計5事業につきましては、その着手が今年度末となり、年度内の事業の執行が困難であるこ

とから、その補正額の全額を繰越明許費として翌年度に繰り越すべく設定するものです。

これらに加えまして、1番目の学校新築費ですが、これは、今回の歳入歳出予算の補正に係るものではなく、当初から計上しているものです。こちらの芸術の森地区新設小学校建設予定地の粗造成工事に係る実施設計については、粗造成工事の前提となる敷地条件の決定に時間を要し、年度内の執行が困難であることからその経費を繰越明許費として設定するものです。

最後に、学校用地造成費ですが、老朽化したフェンスの撤去・新設工事等について、設計段階において工事工程等の調整、確定に時間を要し、年度内の執行が困難なため、繰越明許費として設定するものです。

以上で、生涯学習部の所管についての説明を終わります。

○**学校教育部長** 続きまして、学校教育部の所管についてご説明いたします。

ページをお戻りいただき、1、歳入歳出予算の学校教育部の事業をご覧ください。

奨学基金造成費ですが、これは、市民からの寄附金を奨学基金に積み立てる費用であり、この運用益を財源の一部として奨学金を支給しております。今年度も予算額を上回る寄附をいただいたため、造成費を追加するものです。

学校教育部所管の説明は以上です。

○**生涯学習部長** 平成29年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会関係分の概要の説明は以上です。

つきましては、議案第5号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。議案第5号の議会の議案についての市長への意見の申し出についてですが、具体的には平成29年度の一般会計補正予算案についてです。

その内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○**池田委員** 繰越明許費に関して、生涯学習部の学校新築費の芸術の森地区新設小学校のことについてです。これは事業概要のほうに記載がありまして、造成工事の前提となる敷地条件の決定に時間を要したということですが、この敷地条件とは具体的にどういうことなのでしょう。

○**学校施設担当部長** この学校につきましては、現在、スポーツの用地として使っているところを新たな学校の用地にする予定としておりまして、傾斜があり、3段ぐらいの段差のある土地になっております。

この土地を校舎とグラウンドで2段ぐらいの形に造成してならず予定ですが、ならしたときにどれだけの土砂が出て、どれだけの造成費がかかるかという設計に時間を要し、所定の期間にできなかったものです。

○**池田委員** わかりました。

○**長岡教育長** ほかにありますか。補正はするのだけれども、現時点では年度内執行が不可能なので、繰越明許で平成30年度に送るということです。

約54億円の内容についてはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第5号については、提案どおりに決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第5号については、提案どおり決定することといたします。

◎議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長岡教育長 続きまして、議案第6号は、同じく議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第6号の議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。

本案は、2月20日開会予定の第1回定例市議会におきまして、平成30年度一般会計予算案が提案され、その中に教育委員会関連分も含まれますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、当該予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものです。

平成30年度の教育費予算の編成におきましても、事務点検・評価などを初めとした教育委員の皆様のご意見、ご指摘等を踏まえながら、本市の財政局へ予算要求を行ってきたところです。

財政局による査定の中で、事業実施に係る経費の見直し等がなされましたが、全ての事業におきまして、おおむね要求どおりの予算額となっております。限られた予算ではありますが、より効果的・効率的な事務の執行により、さらなる教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、具体的な教育費予算案についてご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、次のページの「平成30年度一般会計当初予算案について」をご覧ください。

まず初めに、教育委員会全体の平成30年度予算案の概要をご説明させていただきます。

1、平成30年度予算総括の表をご覧ください。

太枠で囲いました平成30年度予算（案）の一番下、歳出合計の欄をご覧ください。

平成30年度の歳出予算額としましては464億800万円余となり、左側の29年度予算額と比較いたしますと、67億5,400万円余の増、率にして17.0%の増となります。

続きまして、歳出合計の二つ下の段歳入合計の欄をご覧くださいと思います。

平成30年度の歳入予算額としましては、218億9,600万円余となり、左側の29年度予算額と比較しますと21億6,400万円余の増、率にして11.0%の増となります。

予算額が増加した主な理由としましては、その下の2、主な増減理由の表にありますとおり、2行目のリニューアル改修費におきまして、平成29年度からの継続工事4校に加え、新たに工事に着手することによる工事費の増や、4行

目の算数に一ごプロジェクト事業の全校実施に伴う非常勤講師の増などによるものです。

ただし、平成29年度予算につきましては、国の補正に係る平成28年度予算への前倒しが行われましたことから、実質的に執行する29年度の当初予算額は前倒しを行った54億3,400万円を加えた450億8,800万円余となり、この額と平成30年度予算額を比較しますと13億2,000万円余の増となります。

次に、資料の次のページの3の予算年度比較表をご覧くださいと思います。

これは、予算額等を教育振興基本計画の基本施策ごとに分類したのですが、詳細についてのご説明のほうは省かせていただきますので、後ほどご覧くださいと思います。

続きまして、もう1枚おめくりいただきまして、次のページの4、予算（案）事業別一覧をご覧ください。

本資料は、30年度の事業について、教育振興基本計画の基本施策別に分類し、現時点での事業概要等を記載したものであります。今年度の事務点検・評価の個別項目となった事業等につきましては、それぞれ太線で囲んである事業となっております。

次に、各部の平成30年度予算案の概要についてご説明させていただきます。

まずは、生涯学習部です。再度2枚お戻りいただきまして、平成30年度予算総括の表をご覧くださいと思います。

1、平成30年度予算総括の表の左から4列目、太枠の30年度予算（案）の一番上の段、生涯学習部の欄をご覧ください。

平成30年度の予算額としましては、383億2,900万円余となり、左の前年度予算額と比較して67億3,100万円余の増、率にして21.3%の増となっております。生涯学習部の予算の主な増減理由としましては、先ほどご説明しましたリニューアル改修費の予算額の増が大きく影響しております。

続きまして、先ほどご覧いただきましたA3判縦の4、予算（案）事業別一覧をご覧ください。

時間の都合で所管する全ての事業をご説明することが難しいため、抜粋してご説明させていただきます。事業名の前に記載している通し番号をご参考にいただければと思います。

まず、資料の1ページ目、資料番号1、青少年科学館活用推進費です。

科学館の学校利用をこれまで以上に図るため、理科授業プログラムやプラネタリウム番組の制作を新たに行うとともに、科学館の今後の事業展開や整備の指針とするための基本構想を策定します。

次に、おめくりいただきまして、A3判の資料の2ページ目、資料番号32、

学校改築費です。

耐震性能が低く老朽化が進んだ学校施設を対象に、順次改築を実施しており、平成30年度は、東白石小学校などの校舎改築等や新陽小学校などの実施設計を実施いたします。

次に、資料番号42、学校規模適正化関係改修等整備費です。

上野幌西小学校と上野幌東小学校の統合に伴いまして、先ほどご説明にありました上野幌南地区新設小学校を新設する方針であり、その新設校として活用する上野幌東小学校の校舎の改修工事等を行うものです。

また、上野幌小学校と青葉小学校の統合に伴いまして、上野幌・青葉地域北側地区新設小学校の改修工事のための実施設計の予算も計上しているところです。以上で、生涯学習部の説明を終わります。

○**学校教育部長** 続きまして、学校教育部の予算についてご説明いたします。

1、平成30年度予算総括の表に戻っていただきまして、学校教育部の欄をご覧ください。

学校教育部の予算額は68億1,800万円余となり、左の平成29年度予算額と比較しますと4億7,900万円余の増、率にして7.6%の増となっております。

学校教育部の増となった理由といたしましては、この後ご説明いたします高等学校等生徒通学交通費助成の開始や、算数に一ごプロジェクトの本格実施に伴う事業費を計上したことによるものです。

続きまして、1、平成30年度予算総括の職員部の欄をご覧ください。

教育職員に係る職員費につきましては、市長部局の職員部で所管しており、平成30年度予算額は761億9,500万円余で、平成29年度予算額と比較しますと16億8,900万円の減で、率にして2.2%の減となっております。

減となった主な理由としましては、定年退職者数が減少するとともに、この後の議案第8号でご審議いただきますが、札幌市立学校教育職員退職手当条例の改正に伴い、退職手当の引き下げが行われることによるものです。

次に、A3判の4、予算（案）事業別一覧をご覧ください。ここでも主な事業を抜粋してご説明させていただきます。

まず、1ページ目の資料番号9、算数に一ごプロジェクト事業費です。

こちらは、非常勤講師を活用し、小学校五、六年生の算数の授業を25名程度の少人数で行うものであり、28年度から行っていた研究推進校におけるモデル事業やカリキュラムの作成を経て、30年度から全校で本格実施をいたします。事務点検・評価において、本事業がもたらす効果は大きなものであるとのご意見を頂戴しておりますので、引き続き、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料番号20、学びのサポーター活用費です。

こちらは、特別な教育的支援が必要な子どもに学校生活上の支援を行うため、学びのサポーター及び介助アシスタントを配置するものです。平成30年度は、各学校における1校当たりの活用時間数を700時間に増加させ、支援を必要とする児童生徒のニーズに対応できるよう、支援体制の拡充を図って参ります。

あわせて、資料を少し戻っていただきまして、資料番号18の特別支援教育費では、高等支援学校における就労支援を行うため、平成29年度に引き続き、豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校に就労支援コーディネーターを配置いたします。

事務点検・評価においても、特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の重要性についてご意見を頂戴しているところですが、本事業などを通じて支援の充実を図って参ります。

次に、2枚おめくりいただきまして、上から二つ目の資料番号53、学校図書館司書配置費です。

こちらは、中学生の読書活動を推進し、学校図書館の活用を図るため、全中学校に学校図書館司書を段階的に配置する事業であり、平成30年度は、新たに20校に配置して計80校に拡大いたします。

続いて、資料番号の73、高等学校等生徒通学交通費助成費です。

こちらは、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学費のうち基準額を超える額の一部を助成する事業であり、今年度までにシステム構築を終えたことから、平成30年度から助成を開始いたします。

次に、資料番号76のスクールソーシャルワーカー活用費ですが、子どもや家庭を支援する体制を整備するため配置しているスクールソーシャルワーカーを10人から17人に増員し、支援体制の一層の充実を図って参ります。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料番号79のいじめ対策自殺予防費ですが、自殺予防について、北大との共同研究の成果である「緊急対応ガイドブック」等を活用した教職員への研修を行うほか、関係機関との連携協力会議の開催等を行って参ります。以上で、学校教育部の説明を終わります。

○中央図書館長 最後に、中央図書館についてご説明させていただきます。

再度、A4判資料の1、平成30年度予算総括の表に戻っていただき、中央図書館の欄をご覧ください。

平成30年度の予算は12億6,000万円余で、29年度予算額と比較しますと4億5,600万円余の減、率にしますと26.6%の減となっております。

予算の主な増減理由としましては、札幌市民交流プラザ内に整備する図書・情報館の工事終了に伴う工事費の減少となっております。

続きまして、A3判資料に移っていただきまして、3ページ目をご覧ください。

中段にある資料番号59、えほん図書館運営管理費です。

これは、えほん図書館における図書の購入費のほか、乳幼児の読書推進に係る各種事業費、今年で3回目となる絵本グランプリの開催経費、さらには施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

最後に、同じページの資料番号64、図書・情報館運営管理費です。

これは、課題解決型図書施設として、図書・情報館を平成30年10月に供用開始することに当たりまして、開館後の運営管理費のほか、備品等の購入や座席予約システム開発費用などの準備費用を計上しております。

なお、この図書・情報館施設につきましては、ビジネスや暮らしに役立つ最新の情報を収集・提供しますが、会話も可能な室内空間での交流や、充実したICT設備を活用した情報収集を支援する知的空間としての機能をあわせて持つとともに、本市を訪れた方々などに札幌の魅力を発信する役割も担って参ります。以上で、中央図書館の説明を終わります。

○生涯学習部長 以上、平成30年度一般会計当初予算案の概要です。

つきましては、議案第6号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。議案第6号、議会の議案についての市長への意見の申し出ということで、内容については、平成30年度の一般会計当初予算の案についてであります。

ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。皆さん、あちこちに飛びましたが、おわかりになりましたか。

○池田委員 私は、大きな項目でいいますと、学びのセーフティネットの充実のあたりに非常に興味を持って拝見しておりました。

引地部長からご説明がありましたとおり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのあたりを増やしていただけたのは、とても前向きなことではよいのではないかと思います、頼もしく感じております。

その一方で、79番のいじめ対策自殺予防費のところをご説明していただいたとおり、成果が上がりつつあるということではあるのですが、総額の予算としては平成29年度に比べてやや減ということですが、それでも、頑張っ確保してくださったところだと理解しております。

今後も継続して、北大との共同研究あるいは自殺予防カリキュラムや自殺予防プログラムということも念頭に置きながら、一層推し進めていただければと思います。

○**児童生徒担当部長** 今の池田委員からありましたいじめ対策等の予防、自殺予防については、ご指摘のとおり、ここは本市としても、教育委員会としても力を入れておりまして、やはり必要な予算を確保したいと考えているところがあります。

ただ、国の予算等の関係もあったり、3分の1補助などの経緯もありまして、多少の減にはなっておりますが、内容的には、今までの内容に劣るところは一切ありません。そういったことでご理解いただければと思います。

○**池田委員** 微減だとは思いますが、決して後ろ向きになっているのではないという認識を伺えて安心いたしました。ありがとうございます。

○**阿部委員** 私も池田委員と同じところの79番目のいじめ対策自殺予防費のところです

ここで200万円が減になっていることですが、特に気になるのは、専門業者によるネットパトロールと書かれているところです。インターネット上であればパトロールのしようはあると思うのですが、今、社会問題にもなっているSNS上のパトロールについて、現状でどのあたりまでの予算組みがされているのか、今後の対策についてお話を伺いたいと思います。

○**児童生徒担当部長** 現状といいますか、これは国の文部科学省の事業とタイアップして行っております。したがって、文部科学省から予算がおりてくるもので変動されてしまいます。

基本的に、今までは、最初は少し減らされてくるのですが、もう一度申請するチャンスがあり、そのときは満度に予算が確保されているのが現状です。

内容としましては、ネットパトロールを企業に依頼をしてやっていますが、ロックがかかっているとか、個人情報関係があって閉鎖されているところなどは、企業でもなかなか入り込めないところがあるのが現状です。

そこはどのようにパトロールすればよいのかということは、今後、技術の進歩や個人情報関係など、いろいろと検討していかなければいけないと思っております。

○**阿部委員** 続けて質問いたします。9番の算数に一ごプロジェクトの予算

の関係についてお伺いします。

全ての小学校において実施というところですが、この予算自体は、今後、全ての小学校で単純に割り算をしていくのか、どういう予算の組み方をしているのかということについて、もう少し教えてほしいと思います。

○**学校教育部長** これは、講師が1週間に28時間を持った部分で1時間2,800円という金額ですが、それを割り出しますと76人分が必要だろうということでの人件費の部分があります。

それから、今、教材を開発して、プレゼンテーション資料を全部つくったのですが、さらなる改善ということで教材関係の予算も確保しております。

○**阿部委員** それでは、単純に割り算ではないということですね。

○**学校教育部長** そうです。あとは、人の配置ですが、全部の学校が28時間入れるかということ、学校の規模もあるものですから、それによって各学校へ配置する人員と持ち時間数も変わってきます。予算はそれによっても変わってくるので、こちらで予算案をつけて、人を配置していく形になるかと思います。

○**阿部委員** 予算がついて、そこから同時進行で補助してくれる人たちを探していく状態ですか。

○**学校教育部長** そうです。今、事前に各学校長にお願いして、算数に一ごうプロジェクトの講師を当たっていただいております。具体的には、小学校免許をお持ちの方で、現在再任用されてハーフでやられている方とか、学びのサポーターで免許をお持ちの方などについてリサーチをかけていただいております。

○**阿部委員** もう一つですが、高校の石狩管内の73番、交通費の助成費の件について、この予算組みは、そもそもどういうふうに立てているのでしょうか。

システムはもう構築し終わりましたというお話でしたので、助成金の予算を積算されていると思うのですが、何を根拠に積算されているのかをお話しいただきたいと思います。これは、ある程度の予測を立ててということだと思いますが、どのようにしてこの金額が積算されたのかと思いました。

○**教育推進課長** 市長部局に都市計画の交通部門があり、そちらの3年前の資料ですが、通学に要する人数や3年間の生徒数など若干の誤差を修正しまして、どの学校からどの学校に進学しているかというデータを踏まえての積算になり

ます。そして、対象人数として5,000人ぐらいという形の推計が出ているのですが、その5,000人に対して、それぞれ定期代が幾らかかるかということ予想して金額を割り出しています。

ここに一定額以上と書いていますが、現在のところは1万3,000円を超える分の2分の1の助成という形で割り出しています。

もう1回言いますが、約5,000人に対して1万3,000円は超えるだろうということで、その半額という計算です。

○阿部委員 わかりました。

○佐藤委員 学習活動の推進の1-1のところですか。

1番の青少年科学館の活動推進費、8番の課題探究的な学習モデル研究費、それから、一番大きいのは9番の算数に一ごプロジェクトだと思えますが、予算増額、それから、に一ごプロジェクトには予算をつけていただいて、本当にうれしく思っております。

一方で気になるのは、2番のさっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン推進事業費が半額になっているのですが、これは、今後、進めていくことについて、何か支障になることはないのでしょうか。

○学校教育部長 ここは、今まで協議会を立ち上げていたのですが、その部分がなくてもよいのではないかとすることがあります。

また、内容的には、各学校の学ぶ力の育成プログラムの推進ということで、指導資料の作成等については新学習指導要領に対応したということで、この中での対応が可能かと思っております。

また、札幌市学習実現状況調査の実施費についても今回は実施しますので、そのあたりも減っているという形になると思いますが、その分は、特に支障なく、内容的には落ちるものではありません。

○佐藤委員 わかりました。

○石井委員 91番の家庭教育推進費のところ質問いたします。

平成29年度と比べると増減額としてはプラス200万円ですが、28年度から比べると、約500万円増えていると思います。家庭における教育力向上のため講演会などを開催するほか、普及啓発を強化するとあるのですが、そういった講演会や家庭教育向上のための取り組みについて、どういったものを強化しているのか、教えていただきたいと思っております。

○生涯学習部長 この事業費の予算の中には、家庭の教育力の向上を目指した事業が幾つか入っております。

一つには、親育ち応援事業といいまして、仕事等のために家庭教育について学ぶ機会のないお父さんやお母さんも参加しやすいように、土曜日や夜間に教育に関する講演会を開催しております。

あるいは、企業等へ出前講座、その講師謝礼を教育委員会が負担するような予算、あるいは、家庭教育に関する冊子やスライドなどをこの予算の中でつくって、乳幼児健診や小学校の入学説明会の際に上映するなどの予算です。

過去の決算と比べて数百万円の規模で増えているというのは、大きく予決算乖離の部分もあります。例えば、企業等で開催する講演に思ったほど応募の手が挙がらなかったなどの予決算乖離もありますが、平成29年度から30年度にかけて200万円の予算がアップしておりますが、この部分については、多くの保護者に広く家庭教育の重要性を認識してもらえるようにということでアップしております。今までは直営で講師をお願いしたり、リーフレットを作成していたのですが、今回、民間事業者の企画力を生かしながら、コンペなどで効果的な手法による普及啓発事業を行うということも想定しているところです。

○石井委員 今後もぜひ強化してほしいと思います。

○生涯学習部長 ありがとうございます。

○長岡教育長 ほかにありますか。

○阿部委員 91番の市立幼稚園の預かり保育事業について少しお伺いしたいと思います。

預かり保育の想定としては、お仕事をしている保護者のためという印象が非常に強いですが、予算が減らされている状態で、ニーズに対応できないという心配事はないのですか。

○児童生徒担当部長 まず、ニーズに応えられないということはありません。補助金との関係がありまして、採用というより、預かり保育のボランティアさんを2人ずつお願いしているところです。

ボランティアの方を臨時でお願いしている、保育士をお願いしているという形で運営しているのですが、実際のところ、2人ではなくて1人で十分という状況もあります。それから、市立幼稚園に通っているお子さん方だけですので、

どうしても人数が少ない状況もあります。そういった関係で削減されてきているのが現状であります。

○阿部委員 通常ですと、どこの保育所も待機児童で預けたくても預けられないという声が非常に聞こえてくるのですが、市立幼稚園に関してはいかがですか。

○児童生徒担当部長 市立幼稚園に関しては、お仕事を持っていない方などが多いため、実際のところ、ニーズには対応しているのですが、そのニーズを求め方自体が、ほかの幼稚園よりはやや少な目であるという現状もございます。

○阿部委員 わかりました。

○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。私のほうからも一つお願いがあります。

先ほど、石井委員が91番の家庭教育推進費でご質問されておりました。

今、エレベーターホールに親育ち講演会の大きなポスターを張っております。

それを開催すること自体に効果があるとして期待されると思っているのですが、いかんせん、札幌のように大きな都市になると、児童生徒数14万人弱で、保護者の方もそれなりの人数がいて、親育ちの講演会をやっても、いらっしゃる保護者の方は頑張ってもせいぜい何百人です。

その方だけで終わらせるのではなくて、100%で14万人の子どもさんたちの保護者にその成果が伝わるような工夫がやはり必要だと思うのですが、この親育ち講演会の内容を広く保護者の方々に知らしめていただいているのはいいですね。それが的確に保護者の方々に伝わるような工夫、そして、一部の方を対象にするという事業ではなくて、どういう事業ができるのかということは非常に重たくて大きな課題だと思います。多くの保護者の方々に事業展開できるような、そういう取り組みを、これからはぜひ、一部ではなく、幅広く事業の成果が届くような手法を考えていただきたいと思います。

私は、これを前々から思っておりまして、特に、今はエレベーターホールで講演会があるものですから、いつかは言わせていただきたいと思います。

それも、今後の事業展開の中でぜひ工夫していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第6号については、提案どおりに決定すること
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第6号については、提案どおり決定することと
いたします。

◎議案第7号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長岡教育長 続きまして、議案第7号ですが、こちらも議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第7号は、札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案に係る教育委員会の意見についてです。

札幌市職員定数条例では、教育委員会事務局及び学校の職員定数について定められております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、教育に関する条例の改正を行う場合に、市長は教育委員会の意見を求める必要があるとされておりますことから、資料二つ目のインデックス、「依頼文」のほうに、このたび、意見聴取の依頼が参りました。

資料2のインデックスの新旧対照表をご覧ください。

今回、意見を求められている部分は、第1条第3号の教育委員会の職員についてであります。

まず、ア、事務局及び学校以外の教育機関に属する職員についてであります。

資料の一番下のインデックス参考資料の1ページをご覧ください。

教育委員会事務局及び図書館に属する職員の定数としまして、現行の定数279人から12人増加して291人に改正されます。

この主な改正の理由につきましては、英語・道徳の教科化などに伴う指導主事の定数の増加及び平成30年10月に開館予定の図書・情報館に配置する職員に係る定数増加などです。

次に、イの学校に属する職員についてです。参考資料の2ページの裏面をご覧ください。

教諭、学校事務職員等、学校に属する職員の定数が現行の9,550人から30人減少して9,520人に改正されます。この改正の一番大きな要素は、現業職員である用務員、調理員、学校業務員の定数減です。

教諭の定数は約30人増加しておりますが、現業職員の定数が約60人減少したことにより、差し引きで全体として減少するものであります。

説明は以上ですが、議案書にありますとおり、条例改正の内容は適当であるとする事としてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○長岡教育長 ありがとうございます。平成30年の職員定数の改正についての議案の市長への意見の申し出ですが、今の説明にありましたように、参考資料の事務職員が12名増えていて、学校職員が30名減っているということです。

これは、業務量に見合った市長部局に対する要望、要求を我々がさせていた

だいております、その要求によってついたもの、また削られたものです。

特に現業職員の減が大きいのですが、これは事務の効率化によってスキルアップ、減員が可能になったものなどの内訳の内容になっております。

補足の説明としてはそういうことですが、皆様方から、その内容についての質問、意見などがありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 一番最後の参考資料の裏面の部分ですが、減員になっている部分の中学校の教諭の減、用務員、学校業務員の減の理由についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○調整担当部長 中学校の減員については学級数の見込みに基づくものなので、特にこの基準が変わっているわけではありません。ですので、児童生徒の数ということでご理解いただければと思います。

用務員につきましては、現在、複数配置になっているところが単数化を図っており、やり方としては、退職されたところには新たに採用を行わないということで、業務が増える分については、委託を進めるということでの減ということになっております。これは調理員も同様です。もう既に委託を始めていますが、委託に移る分ということでご理解いただきたいと思います。

○佐藤委員 用務員さんの外部委託というと、どういうところに委託されるのですか。

○総務課長 例えば、トイレの清掃業務を業者へ委託するとか、夏休みのトイレのワックスがけとか、そういった業務を外注できる部分は外注して、お1人の用務員でできるようにという形にしています。

○佐藤委員 学校業務員とはどのような方でしょうか。

○調整担当部長 学校業務員につきましては、減る分については、校務助手という非常勤の職員に切りかえておりますので、減る分は校務助手が増えていくとお考えいただければと思います。

主にやっているのは、学校徴収金の関係の入力作業とか入出金で、先生をサポートするという形の業務となっております。

○長岡教育長 今は校務助手という非常勤職員に切り替えていっています。

学校の先生たちの雑多な業務の負担になる面については、昔から、このよう

な人たちが担うことのできる業務を先生から受けてやっていたのですが、その職が学校業務員としてあったのです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○長岡教育長 ほかにご質問はありますか。

○阿部委員 質問というより確認です。先ほど佐藤委員がご質問されていた中学校の教諭を学級数が減ると同時に減らすということについてですが、仮に学級数が増えたら、それに伴ってまた増やすという考え方ですか。

○調整担当部長 左側の増員のところがまさにそうです。ですから、傾向で見れば、小学校がプラス48人になって、中学校が43人減なので、小学校は学級数によって48人増になっていって、中学校は学級数のうちで43人減るので、極端なことを言いますと、来年度に中学生がどんと増えれば、この分が全部また戻ってきます。

○阿部委員 その都度、人数に合わせて変更していくということですね。

○調整担当部長 そうです。

○阿部委員 わかりました。すごく大変だと思います。1年置きに、ある意味で募集するということですか。減らすけれども、また増員しなければならないということですね。

○調整担当部長 はい。

○阿部委員 それをどういうふうによくコントロールするのですか。

○調整担当部長 これは、あくまでも推計値で、募集もかけなければいけませんし、定数要求もしなければいけません。実際に固まるのは今年の4月1日とか、国に報告する意味では5月1日現在の児童生徒数による学級数となりますので、予想値に基づいて採用を行って、どうしても動きがある部分については、期限つき教員という形で、正規職員ではないところで措置することになります。

○長岡教育長 改めて見ると、小学校がプラス48人ですね。

そのところは、中学校がマイナス43人でおもしろいと思います。数字のあやなのです。

今年を定点的に見れば、こういうふうになるということですが、傾向的に見ると際立っていると見えます。

○調整担当部長 そうですね。児童生徒数が減ったとしても、学級数まで減らなければ先生の数は減らないのです。一般的には、児童生徒ということ子ども数で減っていきますが、必ずしもイコール先生が直で減るのかというところまではいかないケースが当然あります。その動向によって非常に複雑な要素がいろいろと入ってきているということになるかと思います。

○阿部委員 さらに突っ込んだ質問ですが、43人を減らすわけですね。どうやって減らすのですか。

○調整担当部長 それは学級数によって決まっております。例えば、12学級であれば先生の数が何名と決まっていて、その個々の学校が11学級になれば、先生の数は何名と決まってきます。配置基準がありますので、それによって先生の数が機械的に変動してくることになります。

ですから、例えば、A学校で15学級だったのが14学級になって、B学校がもともと14学級だとしたら、B学校と同じ職員の配置の数になるというのが配置基準として定まっていますので、それに基づいて、ある意味で機械的に決まっていくことになります。

○阿部委員 人を機械的に動かすということですか。

○長岡教育長 今、教職員は8,500名ぐらいおりますね。

○教職員担当部長 退職する先生方とか、昇任する先生などがいますので、そこを調整しながら。

○長岡教育長 トータルの中で採用も二百何十名、退職もそれぐらいです。

○阿部委員 そこがうまく循環されているという理解でよろしいですか。

○教職員担当部長 そうです。ただ、先ほどありましたとおり、小学校は単純に48増えたといつて、48人全員を正規採用にしたら、翌年はもしかすると逆転

する可能性があります。でも、簡単に減らすことはできません。

そうすると、翌年、翌々年に札幌市の学校に入ってくる子どもの数を想定して、そこでどうしても期限つきといいますか、非常勤の先生で1年、2年をしのいでいかなければならないという部分が出てきます。それで、一定数の期限付き教諭がどうしても発生してしまうことになります。

○長岡教育長 先ほどもありましたが、教職員の数が確定するのは5月1日です。教職員の今の採用ないしは手続をするのが秋から冬にかけてです。ですから、どうしても見込みでやらなければいけないのです。例えば、不足数が300人でそれを全部採用するといっても、確定するまでの間に多少の増減があります。

今、檜田部長が言ったのは、そういうところで多少の数字の手当てをしなければいけないということです。

○阿部委員 ある程度のキャパがあって、その中でコントロールが可能な範囲でやりくりされているということですか。

○教職員担当部長 中・高は教科もあるものですから、教科によって誰が増えて誰が減るかということとはわからない部分があります。定年退職の方も再任用しますと手を挙げる人もいれば、私はもう辞めるという方もいます。いわゆる希望退職のような方もいらっしゃるすると、どの教科で何人が減るかということは、本当に推計の域を出ないです。

毎年、我々が採用するときは、定年退職以外に60人やめるという数字を見込んで採用しているのですが、それでも足りていないのが現状です。

○阿部委員 一般企業はどこも人手不足で悲鳴を上げています。私の周りでは、どこの経営者も経営が成り立たないという悩み事を抱えています。今はキャパがあってコントロールできるかもしれないのですが、果たして数年後に同じことが成立するののかという心配をしています。

それは余計な心配かもしれないですが、その年の生徒の数に合わせて教員数を調整するということは当たり前のことではあったとしても、同じ仕組みが10年後も成立するののかということがすごく心配です。そのやり方はどうなののかということがとても素朴な疑問です。この数字だけを右から左に移せばよいという問題ではないだろうということがすごく心配ですが、そのあたりについていかがでしょうか。

○**教職員担当部長** そのようなこともありまして、大学と連携して、札幌の教員は魅力があるということで種をまいています。

今度は、大学3年生を対象にしたPRといたしますか、札幌の教育の理解といたしますか、やはり意欲のある方に先生になってもらわないと、なっただけはよいけれども、すぐにやめられるのでは意味がありません。今、そのあたりについて採用を地道に増やしていますが、そんな取り組みをしているところです。

○**長岡教育長** 需要と供給のバランスがうまくとれればよいのですが、そのためには働き方改革ということで、教職員のあり方というものも本質的に変えていかなければいけないという需要の問題も内在しているのです。

先ほど、中央図書館に新しい施設ができるという説明があったと思うのですが、事務職員は増えているのですね。そのあたりについては、若干胸を張れる部分があるかと思うのですが、補足で説明いただけますか。

○**生涯学習部長** 参考資料の1ページ目の増員部分の内訳を見ていただくとわかると思いますが、各課の各係においてプラス1、プラス2というように細かく増加しております。これは、教育行政需要が増加することに伴いまして、今の職員では手が回らなくなってきた部分があることから、このような形になっております。

また、学校教育部の調整担当部長ですが、この部長職の定数については、1増する要求をかねてから職員部に対して行っていたものであります。公立夜間中学ですとか、小・中一貫などさまざまな行政課題に対して、今後、迅速に、機動的に対応していくことがあるということで、部長を1人、定数としてお認めいただきました。

また、教育推進課の学びのプロジェクト担当係長もその一環ですし、児童生徒担当係長の2増については、今でもかなり多忙な指導主事ということで、さらに業務が増える中で、何とかつけていただいたというものです。

定数管理は、市役所全体としてはかなり厳しい状況ではありますが、教育委員会局全体としてはかなり配慮いただいた結果ではないかと考えております。

○**長岡教育長** 新学習指導要領が平成32年から開始されますし、そういう意味で教育を取り巻く環境は、非常に新しいものも増えてくるだろうと思われま

す。我々もそれに対して要求はしてきてはいるのですが、ある面、教育の大変さを理解されて受け付けていただいているという点も数字になっていると思います。

我々も、それがついてよかったです終わらせるのではなく、この人たちをどう

やって有効活用していくかということがこれからの課題になってくると思います。

そのようなことで、ほかにご質問はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第7号については、この提案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第7号については、提案どおり決定することといたします。

◎議案第8号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長岡教育長 議案第8号も、引き続き、議会の議案についての市長への意見の申し出についてです。事務局から説明をお願いします。

○調整担当部長 議案第8号の議会の議案についての市長への意見の申し出について、お手元の資料中のインデックスに資料と書かれたものに沿って説明させていただきます。

まず、本市の退職手当制度につきましては、国の退職手当制度に準じる制度となっております。

このたび、国において退職手当の官民均衡を図る観点から、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げするため、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことから、教育職員の退職手当の支給水準についても国に準じた改正を行うものです。

1のア、調整率の引き下げというところをご覧ください。

退職手当につきましては、退職事由及び勤続期間に応じて算出する基本額と退職前の職務の級、要は役職ですが、これに応じた調整額の合計額を支給することになっております。

このうちの基本額については、民間の退職手当に変動があった場合、官民の均衡を図るために設けられている調整率を乗じることとなっております。今回は、この調整率を改正することにより支給水準を引き下げるものとなっております。

点線の囲みの参考の部分をご覧ください。

基本額ということで、給料月額に支給割合、調整率となっておりますが、この調整率を変更するというものです。具体的には、この調整率を現行の100分の87から100分の83.7に改正することにより、基本額の最高支給率は現行の49.59から47.709に引き下がることとなります。

なお、市長部局職員の退職手当制度についても国に準じた改正を行うため、教育職員同様に、平成30年第1回定例市議会に議案を提出する予定となっております。以上が1点目になります。

2点目は、1のイ、地方独立行政法人法の改正に伴う規定整備についてです。

退職手当条例の中で、地方独立行政法人法の規定を引用している部分がありまして、そこが条ずれを起こすので、関係規定の整備を行うものです。

最後の2番、施行期日につきましては、平成30年4月1日ということで、来年度から適用となります。実際に退職手当が引き下がる方は、30年度の退職者からとなっております。

説明は以上ですが、議案第8号の意見書に記載されておりますとおり、その内容について適切とすることとしてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願

いたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。議案第8号は、退職手当の見直しに関する条例案の議案についての市長への意見の申し出ですが、内容的なことをご質問やご意見はありますでしょうか。

○池田委員 議論の余地がないようなことなので、感想になります。

先ほどもお話がありましたが、魅力的で有能な人材を集めるためには、こういった手当などはすごく大事なことだと思います。最初に申しましたとおり、国の方針に従ってということなので、私たちがあれこれ言えることではないと思いますが、これまでと変わらず、教育委員会を初めとして、より有能な方たちに集まっていただく努力をしていく方向に水を差さなければよいなというのが正直な感想です。

○長岡教育長 今、池田委員から感想ということでお話がありましたが、ほかにありますでしょうか。

○阿部委員 感想については、池田委員と同じ思いであります。

○長岡教育長 それでは、議案第8号については、提案どおり決定することとよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第8号については、提案どおり決定することといたします。

以下 非公開